

# 一般社団法人 小倉青色申告会 定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人小倉青色申告会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福岡県北九州市小倉北区紺屋町13番1号に置く。

## 第2章 目 的 及 び 事 業

(目 的)

第3条 本会は、健全な納税者団体として、納税者に誠実な記帳と適正な申告の普及徹底を図るとともに、租税に関する研究調査を行い、もって納税道義の高揚及び公平な税制と円滑な税務行政の確立に寄与し、併せて、事業経営と地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 税制及び税務に関する調査研究並びに建議
  - (2) 租税関係の法令、通達等の周知徹底を図るための講習会、説明会等の開催
  - (3) 経理、経営に関する講習会、説明会等の開催及び記帳指導の実施
  - (4) 租税教育など税務知識の普及と納税意識の高揚に資する事業
  - (5) 会員の福利厚生、親睦及び利便に資する事業
  - (6) 機関紙の発行及び上記各号の事業を行うに必要な各種資料の刊行配布
  - (7) 友誼団体との連携及び強調
  - (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、福岡県北九州市及びその周辺において行うものとする。

## 第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、入会した個人
- (2) 準会員 本会の目的に賛同し、入会した正会員以外の個人、法人及びその他の

## 団体

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、社員総会（以下「総会」という。）の決議を経て別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は理事会において別に定める所定の退会手続きにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときには、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき
- (4) 当該会員が成年被後見人又は被保佐人になったとき

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての一切の権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

2 前3条の規定により会員がその資格を喪失しても、帰納の入会金、会費その他の拠出金品は、原則としてこれを返還しない。

## 第4章 総 会

(総 会)

第12条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(構成)

第13条 総会は正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集をすることができる。

3 総会を招集するのは、会長は総会の日1週間前までに、正会員に対して必要事項を記載した書面をもって、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第19条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の総会に出席した正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び議事録の作成に係る職務を行った理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 30名以上40名以内
  - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。また、会長をもって法人法上の代表理事とする。
- 3 会長以外の理事のうち、8名以内を副会長とする。
- 4 会長以外の理事のうち、1名を専務理事とする。また、専務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。
- 5 会長、副会長及び専務理事以外の理事のうち1名を常勤理事とすることができる。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常勤理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執

行する。

- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の日常業務を執行し、事務局を統括する。
- 5 常勤理事は、専務理事を補佐する。
- 6 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事の権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事は、総会の決議において解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事には、総会において別に定める総額の範囲内で、報酬等として支給することができる。

(名誉役員)

第28条 本会は任意の機関として、名誉会長並びに若干名の顧問、参与及び相談役（以下「名誉役員」という。）を置くことができる。

- 2 名誉会長は、会長経験者の中から理事会において選任し、会長が委嘱する。
- 3 顧問、参与及び相談役は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

- 4 名誉役員は、会長又は理事会の諮問に応え、会長又は理事会に対し意見を述べる  
ことができる。
- 5 名誉役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 6 名誉役員は、無報酬とする。

## 第6章 理 事 会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事を持って構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第30条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、理事会について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、理事会に出席した会長(会長の出席がなかったときは出席した理事)及び監事が記名押印する。

## 第7章 資 産 及 び 会 計

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の処分)

第35条 本会は剰余金の分配は行わない。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度の終了までの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の付属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事の名簿
    - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した名簿
    - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第39条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 本会が精算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 女性部・青年部

(女性部・青年部)

第41条 本会の事業の円滑な推進を図るため、理事会の決議を経て必要に応じ、女性部及び青年部を置くことができる。

2 女性部及び青年部の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第10章 事務局

(設置等)

第42条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

## 第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第43条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規定による。

(個人情報の保護)

第44条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第12章 公 告

(公告の方法)

第45条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事項によって前項の公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。